

## 8. 自転車置場使用細則

スペリア佐屋管理組合管理規約に基づき「自転車等の置場使用細則」を次の通り定める。

(自転車等の区別)

第1条 自転車等の置場（以下、「置場」という。）を使用することができる自転車等は次の通りとする。

- 一 普通自転車（大人用三輪車含む）
- 二 子供用自転車（補助輪が付く自転車は各住戸で保管すること）
- 三 50cc以下のバイク
- 四 51cc以上のバイク

(置場)

第2条 置場は次の通りとする。

- 一 屋内置場（普通自転車、ラージタイヤ含む）
- 二 東館屋外の屋根付き置き場（普通自転車（ラージタイヤ含む）及びバイク）
- 三 パティオ通路側置き場（普通自転車）
- 四 西側敷地歩道の屋根付き置き場置場（バイク置き場）

(登録)

第3条 各置場に自転車等を置く場合は次の登録を行わなければならない。

- 一 原則として、1住戸1台の自転車等を登録し置くことができる。
- 二 置場に余裕がある場合は、複数の自転車等を登録することができる。
- 三 登録は2年ごとに行い登録料を納入する。
- 四 登録が許可された自転車等は「登録証」を受け取り後部泥除けに貼ること。

(登録料と使用料金)

第4条 置場に自転車等を置く場合は、次の登録料と使用料を管理組合に納入すること。

- 2 自転車及びバイク等の登録料は1台につき300円とし2年ごとに納入する。
- 3 自転車等の使用料は次の通りとする。

種 別	期 間	使 用 料
自転車 (1台目)	2年	無料
自転車 (2台目以降)		900円
バイク (50cc以下)		1,500円
バイク (51~125cc)		1,700円
バイク (126cc以上)		2,100円
西側のバイク外部置場		1,000円

- 4 自転車を置かないでバイクのみを置く住戸は、1台目に限り300円を差し引く。
- 5 1年を満たない登録料及び使用料は半額とする。
- 6 登録料及び使用料は管理費等に収納する。

(管理)

第5条 管理組合は自転車等は次のように管理を行うものとする。

- 1 登録のあった自転車等の置場を指定することができる。

- 2 構内に置いてある登録証の貼っていない自転車等は、所有者に無断で移動、処分をすることができる。
- 3 置場を利用する自転車等は自己の責任で管理し、その損害が生じても、管理組合は如何なる責任を負わないものとする。
- 4 構内で物損事故または人身事故が発生の場合は、警察や救急車を手配し管理員にも速やかに連絡すること。また、事後処理は当事者で解決すること。

(エコサイクルの使用)

第 6 条 管理組合で管理する共用自転車については組合員及び居住者は自由に使用できるが、以下を遵守すること。

- 1 共用自転車については管理組合のラベルを貼付する・
- 2 近隣の買い物、用事等に組合員が使用できる。
- 3 1 回の使用時間は概ね 3 時間程度とし長時間の使用は禁止する。
- 4、使用後は所定の場所に収納し必ず施錠し、鍵は所定の場所に戻すこと。
- 5 自転車台数については、理事会に於いて決定する。
- 6、使用中に破損した場合及び盗難にあった場合は速やかに管理組合に届出をし使用者の責任で修理復元及び弁償をすること。
- 7 使用中におきた事故については管理組合は一切の責任を負わない。

(細則の改廃)

第 7 条 この細則の改廃は、総会出席者の過半数で決する。

(発効)

第 8 条 この細則は、平成 13 年 4 月 22 日より発効する。

平成 16 年 (2004)	3 月 28 日	一部変更
平成 22 年 (2009)	3 月 28 日	一部変更